

## 一般社団法人全信工協会次年度実行計画に関わる理事会の 審議前の一部実行について

平成24年3月2日  
理事会規程第7号

定款第46条には、「事業計画書を毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。」と定められている。

事業計画のうち、信号工事士の試験と技術講習会の実施については、事務処理上3月早々に実施しなければならない。そしてこの実施に関する告知は2月中に実施する必要がある。

定款第46条に規定する項目をすべて纏め上げ、理事会に審議を委ねる時期は、事務処理上3月にならざるを得ない。

このため2月に実施する前述の告知は定例の理事会に間に合わず、正規には理事会の議決が必要であり、本年度は臨時に理事会を開催した。

この事業は毎年実施することで、毎年このように臨時理事会を開催することは、事務処理上大きな負担となるので、最小限告知に必要な事項に限って理事会の審議を省略し、臨時理事会を開催しないことにする。

なおこの事項の実施に関わる資料は、告知前に各理事と監事に送付し、意見を聴取することとし、意見なき場合や意見があって事務局と協議して決められたことは、定款第38条の規定により理事会の決議があったこととする。

### (注) 定款第38条

理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事はその提案に異議を述べたときを除く）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

### 附則

この規程は、平成24年3月2日から実施する。